

Title	所謂「Fiscal Feudalism」の一面
Sub Title	Some regal foundations of the financial policies under the Early Tudor Kings
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.35, No.2/3 (1962. 12) ,p.113(269)- 142(298)
JaLC DOI	
Abstract	The writer of the present article intended to analyse some legal foundations of financial policies under the early Tudor kings. Much has been discussed of the policies undertaken by early Tudor kings, especially Henry VII with eye to exacting as much of money as possible and facilitating the collection of taxes. But not enough of effort has been spent to make clear on what legal foundations these policies were legally justified. Here, on the examination of the scholarly edition of Robert Constable's "Prerogativa Regis", established with notes by Professor S. E. Thorne, the wrighter attempted to show how the "Prerogativa Regis", that is the royal rights as feudal overlord ship, was expanded by early Tudor kings with the intention of meeting the financial exigencies.
Notes	間崎万里先生頌寿記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19621200-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

所謂「Fiscal Feudalism」の一面

森岡敬一郎

「中世」から「近世」への転換期、或は、「近世」の発端をなす時代として、イギリス史上に於ける Tudor 朝の意義は極めて大きい。更に、周知の如く、特にイギリス史に於いては、所謂「連続性」をめぐる論争もあつて、Tudor 朝、特に初期 Tudor 朝の位置付けは興味あると共に又極めて困難な問題であると言ふべきであろう。ここではしかし、こうした問題を一応離れて、初期 Tudor 朝治下に於ける「封建制」がいかに変容し、又いかに王権の強化策に奉仕したかを、一五世紀末の一法律家の作品を中心として考へて行きたい。

ここに取上げた「Prerogativa Regis」とは、政治思想の一つとして考へられる謂はば抽象的な「国王大権」の意味ではなく、従つて中世末に見られる国王権力の強化の主張としての王権論とは、それ自体としては直接的な係りはないのである。此所に言う「Prerogativa Regis」とは十三世紀後半に書かれたと思われる逸名の一文書である。同書は、現在 Statutes of Realm に所収されているが、これは当時の「国王特権」の法的内容として考へられたものを要約して記載したものであつた。この文書の由来その他の考証は後述するが、Henry VII による Tudor 王朝の建設と共に、中世法上の「国王特権」を記載した文書に対して次第に人々の注目が集り、これに対する註釈が、法学者によつ

て試みられるに至つた。この一三世紀後半の文書に対する一五世紀末又は一六世紀初頭の註釈を通じて、一方に於いては、この二世紀の期間に行われた封建関係の変化と又一方に於いては中世の「国王特権」がいかように所謂 Tudor 朝絶対主義の下に奉仕すべく変容せしめられているかを具体的に理解し得るであろう。更にこの中世文書たる「Prerogativa Regis」が Tudor 朝下に於いて全くの死文であり、それに対する法学者の註釈も、単なる懐古主義や好事家的興味に発するものではなくして、Tudor 朝初期の財政強化のための諸々の手段の法的基礎として依拠せられたこと、そしてその故に、これら法学者の註釈も、当時の現実の行政の実体と関係を有していたものであつたことを附言すべきであろう。

先づ最初に「Prerogativa Regis」について述べなければならぬ。

この文書は先述した如く、Statutes of Realm に現在所収されているのであるがその故に Statute の一つと考えることは出来ない。周知の如く、現在の Statutes of Realm は、一五八八年に編纂・公刊せられたものであつて、夫故に、後代の編纂物であると言へよう。同書の構成を見ると、Edward II の治世の末年に至るまでの Statutes を収録した前半 (Vetera Statuta) と、それ以後の Statutes を収録した後半 (Nova Statuta) とに分れ、その間に、年代不明の幾つかの Statutes が一括して収録されている。これは「聖書」に於いて旧約聖書の終りに、所謂 apocrypha が収録せられているように、ここには年代不明の Statutes のみならず、更には果して Statutes であつたか否かが疑わしいものも収録せられているのである。単に編者の判断のみによつてこれらの Statutes 又は Statutes と思われるものが収集せられて、ここに採録せられたと言うよりも、既に、法学者の用に供すべきものとしてその以前に Statutes の集成が、写本の形に於いて存在して居り、この謂わば apocrypha に相当する部分も、そのような形でこれら写本に含

まれていたであろうと推定されている。従つてここに含まれている Statutes は Statutes of Realm 編纂當時には、既に、その由来は疑わしいとしても、法学界の一般常識としては、Statute としての効力を有していたものと推定されている。扱、ここに取上げる「Prerogativa Regis」は、この Vetera Statuta の終尾に収められた所謂 apocrypha の一つである。従つて、この文書の性格その他については、検討が加えられなければならない。

この文書の作成年代その他については、古くは Henderson が検討を加えたが、彼の考証の公にされた直後 F. W. Maitland は Henderson 説を批判して、「The Prerogativa Regis」と題する論文を English Historical Review (一八九一年) に発表し、これが現在定説となつてゐる。(尚余談ではあるが、F. W. Maitland のこの論文は、歴史的考証の作として、外的批判、内的批判のそれぞれの模範とされていると言われている。)この Maitland の結論によれば、「Prerogativa Regis」は、一三七八年 Statute of Gloucester 制定直前に著わされた法律上の一私文書に過ぎないものが、誤つて Statutes of Realm に混入したものとされている。⁽²⁾

この文書は、その内容に於いては一二七八年の Statute of Gloucester 制定以前の、国王と直屬封臣との關係について、国王が直屬封臣に対して、一般封主が封臣に対して有する以上の権利を有する点を逐一記述したものであり、当時のイギリス封建法下に於ける国王の直屬封臣に対する権利の具体的内容を知るに極めて有益な文書と見ることが出来る。又、中世末に至つては、夫自身本質的には Statute ではないこの文書が Year Book, 43 Ed, III, f. 21 その他に於いては、Statute として取扱われて居ることもあるが、又例えば、15 Ed. IV. に於つては、この文書に Statute としての性格を認めることを拒否する発言も見られ、無条件に Statute として法廷に於いて認められてはいなかつたと⁽³⁾しても、少くも、全く無視されていた文書ではなかつたことは明らかである。しかしこの文書が特に注目されるに至つ

たのは、一五世紀末葉のことと言わなければならぬ。

註

(1) 例えは Maitland が「一三四六年に、王の特別の許可なくして行はれた alienation 禁止政策が過度に拡張して行はれたか否かの判定のために、裁判所に「Prerogativa Regis」が原告の根拠として提出された例を記している (Lib. Ass. f. 73. ann. 20, pl. 17)° Pollock and Maitland History of English Law. Vol. I, p. 338.

(2) Collected Papers of F. W. Maitland. (ed. Fisher.) Vol. II. pp. 182~189.

(3) Holsworth, Hist. of English Law. Vol. II, p. 378.

(挿記) F. W. Maitland が「Prerogativa Regis」が「rules of courts の如きものではないか」と考へてゐる。即ち彼は、本「Prerogativa Regis」が『common law の原則を確立したものである。』と云へるが、全ての Statute はそれが作成された年代の記載があるのと、文書は年代の記載がない。『古今』(Collected Papers, Vol. II, pp. 188~9.) と云へる。この関係の最も最初の七条の本文は次の如くである。

1. Dominus rex habebit custodiam omnium terrarum eorum qui de ipso tenent in capite per servicium militare, de quibus ipsi tenentes fuerunt seisisi in dominico suo ut de feodo die quo obierunt, de quocumque tenuerunt per huiusmodi servicium, dum tamen ipsi tenuerunt de rege aliquod tenementum ab antiquo de corona, usque ad legitimam etatem heredum, exceptis feodis archiepiscopi Cantuariensis, episcopi Dunelmensis inter Tyne et These, & feodis comitum et baronum de marchia in marchia ubi brevia regis non currunt, et unde predicti archiepiscopus, episcopus, comites, et barones habent huiusmodi custodias, licet alibi tenuerunt de rege.
2. Rex habebit maritagium heredum infra etatem et in custodia sua existencium sive terre heredum predictorum sint ab antiquo de corona sive de escaetis que sunt in manu domini regis sive habuerit maritagium ratione custodie terrarum dominorum eorundem heredum, nullo habito respectu quo ad prioritatem feoffamenti, licet de aliis tenuerint.

3. Rex habebit primam seisinam post mortem eorum qui de eo tenent in capite de omnibus terris et tenementis de quibus ipsi fuerint seisi in dominico suo ut de feodo cuiuscumque etatis heredes ipsorum fuerint, capiendo omnes exitus eorundem terrarum et tenementorum donec facta fuerit inquisicio prout moris est et cepit homagium huiusmodi heredis.
4. Item assignabit viduis post mortem virorum suorum qui de eo tenent in capite dotem suam que eas contingit, licet heredes fuerint plene etatis, si vidue voluerint, et vidue ille ante predictam assignacionem dotis, predicti heredes fuerint plene etatis vel infra etatem, iurabunt quod non maritabunt se sine licencia regis, et si fecerint tunc rex capiet in manum suam omnes terras et tenementa que de eo tenent in dotem donec satisfecerint ad voluntatem regis. Rex capiat de exitibus quousque huiusmodi mulieres per huiusmodi districciones seu viri earum finem faciant ad voluntatem regis et illa voluntas tempore regis Henrici patris regis Edwardi estimari consuevit ad valenciam predicte dotis per unum annum ad plus, nisi uberiores gratiam habuerint. Mulieres eiam que de rege tenent in capite hereditatem aliquam iurabunt similiter cuiuscumque fuerint etatis quod non maritabunt se sine licencia regis et si fecerint terre et tenementa ipsarum eodem modo capiantur in manu domini regis quousque satisfecerint ad voluntatem domini regis.
5. Si una hereditas que tenetur de rege in capite descendat participibus tunc omnes illi heredes faciunt homagium regi et illa hereditas que tenetur de rege participabitur inter heredes illos ita quod quilibet eorum extunc partem suam tenebit ex rege.
6. Si mulier ante mortem antecessoris sui qui de rege tenet in capite ante annos nobiles maritata fuerit tunc rex habebit custodiam corporis ipsius mulieris usque ad etatem quod consentire possit & tunc eligat ipsa utrum maluerit habere in virum illum cui primo maritata fuerit vel alium quem rex ei optulerit.
7. Nulus qui tenet de rege in capite per servicium militare poterit alienare maiorem partem terrarum suarum ita quod residuum non sufficiat ad faciendum inde servicium sine licencia regis, sed hoc non consuevit

intelligi de membris et particulis terrarum earundem. De serjantis alienatis sine licentia regis consuevit rex arentare huiusmodi serjantias per rationabilem extentam inde faciendam.

イギリスに於ける法学教育、特に Common Law の教育が、ロンドンの四の Inns of Courts を初めとする Inns of Court に於いて行われたことは周知の所であろう。この小論に於いて問題として取上げているのは一四九五年 Lincoln's Inn に於いて Sergeant at Law の資格を得た Robert Constable⁽¹⁾が行つた Reading である。彼はその題材として「Prerogativa Regis」を撰び、その最初の七ヶ条に対して、註解を施したのである。更に、Inns of Court の Reading に於いて「Prerogativa Regis」が題材として撰ばれたのは、この彼の場合のみではなく、同じく一四九五年、Thomas Frowyke 及び Inner Temple に於いて、同じこの「Prerogativa Regis」といつの Reading を行つて居る。一五六七年の著名な Exposition of the Kinges Prerogative に至るまで、⁽¹⁾八の「Prerogativa Regis」についての Reading が現在に至るまで発見されている。この内、一四八五年以前のものは一つもないのである。即ち Tudor 王朝の成立と共に、「Prerogativa Regis」への関心が著しく昂まつたと考へられるのである。⁽²⁾

事実 Henry VII の治世の初期に、財政的窮乏を救うための強力な政策が執られているが、それらの法的根拠としたのは「Prerogativa Regis」であつた。即ち一三世紀の封建法下に於ける特殊な封主としての国王の権利内容を記述した一私文書であり、中世末期を通じて Statute としての異議なき地位を確立することもなかつた「Prerogativa Regis」が新王朝の財政々策の法的根拠として新たに利用されることになつたのであり、若い法学者が Reading の主題として擇ぶに至つたのもこのような現実との関聯に於いて理解されなければならぬ。次にこれらの Reading を通じて中世的な「Prerogativa Regis」が、即ち、封建法下に於ける特殊の封主としての国王が、直屬封臣に対して有していた権利

が、所謂 Fiscal Feudalism の名を以つて呼ばれる Tudor 新王朝の元でいかなる変容を遂げつつ、新しい目的に奉仕したかを考える前に、Henry VII の財政々策について簡単に触れなければならぬものと思われる。

註

(1) Robert Constable は Sir Robert Constable of Flamborough (Yarkshire) と Sir Roger Wentworth of Nettlestead (Suffolk) の娘 Agnes との間に生れた六人の子の末子で、一四七六七年に Lincoln's Inn に入学を許され、Henry VII の治世四年に Autumn Reader に挙げられ、翌年 Governor of Inn となる。一四九五年、十一月二日 Sergeant-at-Law となる。この時彼は大体三五才位であつた。彼がこの「Prerogativa Regis」の Reading を行う以前に、彼は commission of inquiry に加わり、この問題について實際的知識を身につけたものと思われる。その後この仕事を続けられたらしい。彼は巡回裁判官に任ぜられたことでもあつたが（一五〇一年五月二五日、七月六日）、主として Chancery で活躍し、一五〇一年十一月二日に死した。

(2)

- (イ) Robert Constable. (一四九七年) Lincoln's Inn.
- (ロ) Thomas Frowyk. (一四九七年) Inner Temple.
- (ク) Hargrave MS. 87' fol. 142~76. (246) 後一五〇二年以前に Inner Temple.
- (ニ) John Spelman. (12. Henry VIII), Gray's Inn.
- (ホ) William Staunforde. (36. Henry VIII), Gray's Inn.
(これが彼の Exposition of the Kinges Prerogative (一五六七年) の最初の部分をなすものと思われる。)
- (ケ) George Willoughby, (3 Edward VI), Inner Temple.
- (コ) U. L. C. MS. Fe. 5. 22. fol. 338~63. (4. Henry VII 以前)
- (カ) U. L. C. MS. Hh. 36. fol. 55~70. (Henry VII 以前) (Thorne, Prerogativa Regis, pp. xlvii~li).

(3) 国王の封建的権制を確保し、収入を増加せんがための *commission of inquiry* は、Henry VII の治世第一年から始つた。この実施に伴い、幾多の問題が生じ、ここに法学者が封建制度下の最高封主としての国王の地位を規定した「*Prerogativa Regis*」に注目を払うに至つたことは、容易に推測される。Thorne; *Prerogativa Regis*, p. i. W. C. Richardson; "The Surveyor of King's Prerogative," (E. H. L. LVI. pp. 54~58).

中世末期の歴史が示しているように、国王は、財政窮乏である限り強力とはなり得ない。Henry VII は、治世の当初からこの真理を深く心に刻んでいたと言われる。即位当時には財政的には全く無力な状態にあり、否むしろフランス人、ブルトン人の金融業者からの債務を負うてすらいた彼が、治世の末年にはヨーロッパ随一の富裕を誇ることが出来たのも、彼の並々ならぬ財政強化策の賜であつたに他ならない。

中世の国王の収入は大別して二つの源泉から生じたものと言われる。その一つは、王位の通常収入であり、他は臨時収入である。この臨時収入には、強制借入その他議会の同意を経ずして獲得せられた収入もあつたが、原則として、主体をなすものは臨時課税であり、この方法は、イギリスに於いては、議会の同意を必ず必要としたことは周知の所である。今 Henry VII 治世の初期の臨時課税を見るに、一四八七年、一四八九年、一四九六年などに、議会の同意を得た臨時課税が行われている。しかしこうした議会の依存する臨時課税の方法は、必然的に議会の政治的発言力を強化するものであつたから、対外的危機が去り又財政的窮乏が一応解消すれば、次第に国王はこの方法に依拠しなくなつて行つた。

この臨時収入と並んで他方「王位の通常収入」と称すべきものは、主たるものとして、王領地収入、関税収入、裁判収入、封建的諸権利より生ずる収入の四つの源泉を数へることが出来る。そのうち、王領地収入に関しては、York 朝

の王領地に加えて、Lancaster 家領、Richmond (Tudor) 家領の継承、又反逆行為による没収 (William Stanley の所領のみで年一〇〇〇ポンドの収入を増したと言はれる。) 等により、王領地の著しい増大を見、領地経営その他の費用を差引いたものについても、統治初年の六五〇ポンドから、やがて六・五〇〇ポンドに増大したと推定されている。次いで関税収入に関しては、王の特権の故に伝統的に認められている wool, wolfells, 及び leather に課せられる輸出税 (magna 及び parva custuma) 及び議会の同意によつて Henry VII が終身にわたり徴収を認められていた Tunnage and Poundage とがあるが、徴収方法の不備その他の理由から、期待される額の収入を得ることを得ず、幾多の改善策が試みられたにも不拘、王領地収入には達し得なかつた。第三の裁判収入、第四の封建的諸権利より収入については、王領地収入及び関税に比して算定が困難であり、又年々の変動も多かつたと思われる。しかし Henry VII の最も努力を傾注したのはこの分野であつた。例へば前者については、死刑を出来得る限り罰金刑を以つて代替したり、既に行われていない法の再生を図つて裁判収入を挙げたりしたが、又、後者については著しい努力を図つて、収入源の一翼として大に活用したのであつた。⁽¹⁾

封建的附帯義務を財政的な手段として利用するという考えは、Tudor 朝に始つたものではなく、既に一四七六年 John Fortescue は、その著 The Governance of England に於いて王権の強化のためには国王の財政状態の改善が必要であること、⁽²⁾ その一つの手段としての封建的附帯義務の重要性を説いているのであるが、当時の王権の微弱は至底この政策の実行を許さなかつたのである。しかし、一四八五年以来、Tudor 朝を迎え、王権の強化が漸次進むと共に、封建的附帯義務の財政的意義が、議会の介入を避けつつ収入の増加をはかることを意図した Henry VII にとつては特に魅力あるものとして映つたことは当然であらう。⁽³⁾

この目的のために、Henry VII の治世の初めから幾多の措置が執られている。例えば Inquisition Post Mortem の励行、一四九一年以後、Country Gentry 出身の Escheator に代つて、直接封の授受、移動、相続又「隠されたる土地」などの調査のために、有能な法学者を加えた一〇人程度のメンバーからなる Commission の地方派遣などが行われた。⁽⁴⁾これらの Commission は、末端部門に於ける怠慢を正し、中世封建法下に於ける国王の封主として、直屬封臣に対する封建的附帯義務の強化が行われたのである。この政策遂行の中心となつたのは Empson, Dudley 等であつた。更に一五〇三年には Sir John Hussey を中心として王の後見権に関する仕事に対して責任をもつ官吏を任命し、やがて一五四〇年には、遂に Court of Wards and Liveries の設立を見、この封建的附帯義務の問題を処理する中央機関の設立を見るに至つた。⁽⁵⁾これら一聯の施策は時に、例えば一五〇二年の議会に於いて Commission に対する激しい非難となつて現われているように、人々に憎悪を以つて迎えられたとは云え、何等法的根拠なくして行われたのではなかつた。その根拠は「Prerogativa Regis」であつた。そして又この「Prerogativa Regis」によつて、過去とも結付いていたのである。

これまでの発展はしかし必しも直線的に行われたのではなかつた。Empson, Dudley は、苛劔誅求のために生じた国民間の憎悪の故に、Henry VIII の治世の初めに新王によつて排せられたし、又同く Henry VIII の初期の Statutes は Escheator, Commissioner の任務遂行の公正を規定し、或いは又、不当な Inquisition の犠牲者の救済を定め、又、戦死した直屬封臣の子供に対しては特別に免除を認めるなど、或る程度の緩和、後退の行われていることは事実であるが、しかし Tudor 朝を通じて、封建的附帯義務よりする収入が重要性をもたなかつたことはなかつた。⁽⁶⁾

扱、このような一聯の財政々策を、財政史或は財政制度史の上から見た研究は、近年著しく活潑に行われ、例へば

Elton, *Revolution in Tudor Government* (Camb. 1953), Bell, *Introduction to the Court of Wards and Liveries* (Cambridge, 1953), Richardson, *Tudor Chamber Administration* (Louisiana State Univ. 1952), *ibid.*, *The Court of the Augmentation* (Louisiana State Univ. 1962) Hurstfeld, *Queen's Wards* (Harvard, 1958). などの名著を数えているが、しかしこれらの政策の基礎となつた法理論そのものについては、比較的研究が行われてゐない憾がある。この点に注目し、Robert Constable の *Reading* の本文を写本より校訂公刊し、更に「*Prerogativa Regis*」の他の *Reading* 及び当時の法令、判決等を比較研究して、註解を試み、上述の財政的諸措置の依拠する法理を明かしたのが、S. E. Thorne 教授の業績であつた。

註

- (1) Elton; *England in Tudor Age*. pp. 29~35
- (2) Sir John Fortesque; *Governance of England*, p. 224.
- (3) Richardson; "The Surveyor of the King's Prerogative" (E. H. R. Vol LVI. pp. 52~57).
Richardson は Henry VII の政策の性格を「たゞの言葉で引く」こと。 Then casting his eye upon the Government, and finding it of mixt temper, wherein if Royalty, preails not, Popularity will; like a good Solidier, whilst his strength is full, he sallies upon the people's rights, in regard to their persons, with such cunning conveyance, as he taught the people to dance more often and better to the tune of Prerogative and Allegiance, then all his predecessors had done. (N. Bacon, *Laws and Government*, pt. ii. 114).
- (4) 例へば一四八六年一月、John Venables 及び Batholomew Westby ("learned in the law") は Northamptonshire, Leicestershire, Somerset, Dorset, Kent, Middlesex の十税の inquest を命ぜられた。その他同年八月には二一〇の commissions が同地に派遣された。

彼の治世の初めの土地關係の調査のための Commissions として、Cal. of Pat. Rolls. Henry VII. 1485~94, i, 132, 133, 161~2, 165, 178, 181, 208, 212, 214, 307, 322 に見られる。(Richardson, "Surveyors of the King's Prerogative," F. H. L. Vol. LVI, p. 55).

(5) Hurstfield; Queen's Wards, p. 15.

(6) 附表参照、又 Bell は、一五〇四~五、一五〇五~六の向年の Wardship による収入を次の如く引用している。
一五〇四~五 Issues of Ward's land 5,110 l.

Arrears of Wards' lands, 2,143 l.

(P. R. O. E. 36/247, pp. 159 seq).

Bonds for sales of Wards 1,867 l.

Bonds for special Liveries, 2,025 l.

(Dietz, English Government Finance, 1485~1558, p. 39)

一五〇五~六 Issues of Wards' lands 6,434 l.

Arrears of Wards' lands 2,009 l.

(P. R. O. E36/248, pp. 83~90).

Bonds for sales of Wards 2,177 l.

Bonds for special Liveries, 1,265 l.

(補註) 一五〇五年に、Henry VII は、既に死した長子 Arthur の騎士敘任の年に当るので、それを理由として二つの aid と、長女のスコットランド国王との結婚を理由として一つの aid と合計二つの aid を議會に要求している。この二つの aid は、共に、封建法下は於いては、全国王直屬封臣によつて支払われるべきものであつた。この要求には二つの目的があつたと言われている。その一つは、当面の財政的危機を救う事であり、他はこの徴収を通じて、国王直屬封臣がいかなる封を保有しているかを明らかにしようとしたものと言われている。しかしこの要求は、£40,000 の支払に対する議會の同意によつて妥協し、国王の意図は完徹し得なかつた。

既に述べた如く「*Prerogativa Regis*」への関心が Tudor 朝初期から昂つて来たのは、前節に於いて略述した Tudor 朝の財政々策との関聯に於いてであつた。しかし一三世紀後半と一五世紀末葉との間には、約二世紀が経過して居るのみならずこの間にイギリス封建法上、極めて重要な *Statute of Gloucester* (一二七六年) *Statute of Quia Emptores* (一二〇九年) の制定も見られ、封建法自体の進化も著しかつたのみならず、Tudor 朝は又この「*Prerogativa Regis*」を自己の目的に奉仕せしめるために、意識的に変容も加えなければならなかつた。こうした変容は Robert Constable その他の *Reading* に良く反映している。ここにこれらの註釈の内容を検討することによつて、封建關係の一部をなす「封建的附帶義務」がいかに變化したか、又封建關係そのものがいかに王朝によつて變化しせしめられたかを看取し得るのである。先づ Constable が *Reading* の主題として取上げ、又 Tudor 王制の財政々策の法的根拠でもあつた「*Prerogativa Regis*」の初めの七条とはいかなるものであつたらうか。

この第一条は後見権 (*custodium, Wardship*) を、第二条は結婚同意 (≡決定) 権 (*manitagium, Marriage*) を、第三条は *primum seisinum* を、第四条は寡婦財産設定権を、第五条は共同相続を、第六条は、直屬封臣の死亡当時未成年にして既婚の・女子相続人に対する後見権及び結婚同意 (≡決定) 権を、第七条は直屬封が国王の許可なく一定以上の土地を移譲し得ざることを、夫々規定したものであつた。これらの諸規定は、国王から直接軍務付き封を保有する者のみ妥当するものであつたと思われる。このことは「*Prerogativa Regis*」第一条後見権の規定に関しては「軍務に対して直接国王から保有する者……」(*qui de ipso in capite per servicium militare*) と明記されているが、しかしこの制限は全てを覆うものと理解すべきである。従つて、「*Prerogativa Regis*」そのものについて言へば、諸規定は本来、即ち一三世紀後半に於いては、軍務付き封の保有者にしても間接保有者、又 *sergeant* 保有、*socage* 保

有によつて国王より直接保有するものは、この諸原則が妥当しなかつたのである。

従つてこの法原則に依拠して封建当附帯義務の要求を行う場合には、一三世紀の後半のままに於いては、国王直属の軍務付き封保有者しかその網目に捉え得ない。勿論この間に、*treason* 又は *felony* のために中間封が消滅し、本来 *mesne lord* を経て国王と結ばれていた従位受封者の国王直属封臣への地位上昇、又相続人断絶によつて生じた中間封の消滅、国王の中間封買収に由る同様の現象、又傍系親よりの相続による国王直属封の取得により新たに国王直属封臣となつた者など、一三世紀後半よりの二世紀間に自然に国王直属封臣の数が可成り増加したものと思われるが、しかしこれのみでは、*Tudor* 朝の財政的目的には充分ではなかつた。「*Prerogativa Regis*」の網目を出来るだけ拡大し、多くの人々をその埒内に収め国家収入を増加せしめるためには、幾他の法的擬制と意識的な行政措置とが併せ用いられたのであつた。例へば、単に軍務付き封のみならず、*advowson in gross*, *rent charge*, *rent sack*, *annuities*, *stewardship*, *wardenship* などの *office*, 又 *warren*, *wreck*, *market*, *fair* その他の *franchise* 要するに無体物を明確な義務の規定なくして国王から賦与されている時、又時には *sergeant* 保有、*socage* 保有すらにも、軍務付き直属封授受の關係が擬定され、又行政府は、相続、その他に於いて、能うる限り多数の直属封臣の創出に努めたのである。例へば *Henry VIII* の治世に行われた教会領の没収は全くの国王直属封臣の創出を助けた⁽³⁾、又 *Edward VI* 第二年の *1 Statute* は、いかなる關係に於いて土地を保有するか陪審員に判定し得ざる場合には軍務付き国王直属封臣關係が擬制せられたし、又 *fee simple* の保有者がその封の一部を第三者に *in tail* 又は *for life* で与えた時、これらの限定の封の保有者と、授与者の間には封建關係は設定されず、王の直属封臣となるという原則さへも、主張されている。この原則によつて移讓の結果一人の直属封臣の代りに二人の直属封臣が生れた訳であつた。

註

(1) この点は Holsworth その他諸家の認める所である。

(2) Thorne, Prerogativa Regis, pp. 5~6.

(3) Thorne, Prerogativa Regis, p. xiii. Hurstfield, The Queen's Wards, pp.

次にこれらの諸義務について箇別的に考察して見よう。

先づ第一に取上げるべきは Wardship であるが、又それと關聯して Marriage が考察されるべきであらう。

Norman Conquest に引続く一世紀間に、軍務付き封の受封者は、四〇日間の従軍義務を負つていたが、受封者死亡し、相続人たる新受封者が未成年であるか、或は他の理由により武器を執ることの不可能な場合には、封主が一時的にその土地を収め、或はそれによつて他から軍務を得るということが原則であつた。ここに封主の封に対する Wardship の生れる根拠があるとされている。又、封主は、封臣未成年の場合には、良い軍士として封建的義務の中枢である軍務遂行に堪え得る封臣を得るべく、未成年者たる相続人の教育に対して権利を主張し得た訳である。こうした理由から、未成年者の保有する封に対してと、又未成年者たる相続人自身に対してと、二種の後見権の発生し得たのであつた。又相続人が女子の場合には、封の帰属、又戦斗力のいかんは、当該女子相続人の選ぶ配偶者いかに左右された故に、封主は又女子相続人の結婚に対して何等かの干与を行わざるを得ない。ここに、封主の結婚同意権即ち、Marriage が生ずる根拠があつた。⁽²⁾

こうした封主の権利は、封建制度がその本来の軍事的意義が重要であつた限りは、正当な存在理由を持ち得たが、やがて封建制度の軍事的意義が薄れると、本来の意味を喪失して、封主の単なる財源と化して行つた。国王は最高の封主

であつて、封臣となることのない存在であつた。一般封主は、封臣に対してこのような権利の行使によつて収入を上げ得たが、同時に上級封主に対しては同じ義務を負う事になつたのであるが、最高封主たる国王のみは義務を負うことなく、権利の行使は全て収入の増加を意味した。従つてこの財源の強化は可成り早くから国王によつて推進されるのが認められ、又同時に国王の利益のためのこの権利の強化が策された。⁽³⁾ Wardship 及び Marriage の経済的意味が重視されて来た結果として現われて来たのは、それらが売却の対象となつたことであつた。既にその早い例は、Henry I の治世に見られるが、John の治世⁽⁴⁾以後頻繁となつて、その収入は可成りの額となつたものとされている。一方王権の強化は、この有利な財源の強化を伴うことになつた。例えば Magna Carta に於いて、特に一章を以つてこの問題を規定していることは、国王と baron との間に、王の側からの Wardship と Marriage の権利強化をめぐつて争のあつたことを示しているものであろう。⁽⁵⁾

扱、一三世紀後半に於ける国王の直属封臣に対して有していた Wardship と Marriage の内容はどんなものであつたろうか。これは正に「Prerogativa Regis」の記述する内容と申さなければならぬ。それによれば、軍務付き封を国王より直接保有する封臣の相続人が未成年な時、その相続人が成年に達するまで、その身柄に対する後見権を認められ又相続人の結婚に対しては、男女共に、封主たる国王に権利を有し、更に、当直属封臣の保有する土地は、全て、国王より授封せられたると他の封主より授封せられたるとを問わず、Magna Carta C. 31⁽²⁾条の規定ある場合を除き、全ての土地に対して後見権を有したのであつた。⁽⁷⁾

この規定は Constable に於いていかに解釈されていたであろうか。

「Prerogativa Regis」に於いては、この国王の封建的権利は、軍務封の保有者に対してのみ認められていたにすぎ

ず、その対象となるのは軍務封であつた。しかし(一) 単なる *fee simple* のみではなく、*fee in tail* に於いて国王より直接受封する者もこの規定の適用を受けた。(二) 「*Prerogativa Regis*」は、国王が「全ての土地に対しての後見権」を有することを認めているに過ぎないが、「*custodia omnium terrarum et tenementorum*」の意味に理解され、土地のみならず他の収入を生ずる相続財産は全て国王の後見権に服する。(三) *Magna Carta* の規定あるに不拘、国王の *tenant* が死亡の際 *seisin* を有する *socage* 保有地は、授与者の何人たるを問わず、国王の後見権に服する。(10) と拡張して理解せられていた。

一度、*Wardship* が発動せられて国王の手に入つた “*terrez, tennementz, & hereditamentz*” は、相続人が *a write of estate probenda* を取得し、成人に達して *homage* を行うか、或は、その以前に於いても特別の *Livery* を得るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれらの財産が国王の手に没収せられる危険も多く、多くの者は、規定以上の支払を行つて特別の *Livery* を入手し、国王の手から財産の還附を受けたのであつた。一度、何等の事由によつて没収せられた場合には、一層高額の支払が必要であり、例え不当な理由によつて没収せられた場合にも、簡便な恢復手段はなく、複雑な手続の裁判が必要であつたし、又裁判の各段階に於いて、国王はこれを自己の有利に利用することが可能であつたから、勝訴することは困難であつた。(11)

次に身柄の *Wardship* はいかなる効果を有したであろうか、又 *Constable* によつてはいかに考えられたであろうか。この身柄に対する後見権によつて後見人は、被後見人の法律上の権利・義務を代行し得た。従つて、被後見人が本来享受し得べき全ての権利は、後見人によつて代行された訳である。即ち死亡した国王直属封臣Aの未成年の相続人Bの権利は国王が享受する。もしBが国王の後見権を解除されない以前に、Aの封臣Cが未成年の相続人Dを残して死ん

だ場合、Cが他のいかなる封主より土地を保有するも、Dの後見権はBの後見人たる国王のものであり、又Cの死後、Cの封臣Eが未成年の相続人Fを残して死亡した場合、Fの後見人は同様な関係に於いて、国王に帰属する。このようにして、この権利も国王の利益を増大せしめるに大に貢献した。⁽¹²⁾

Wardship と並んで利益の大きかつた封建的附帯義務は結婚同意(=決定)権であつた。「Prerogativa Regis」第六条は、既に結婚している場合でも結婚同意年令に達するまで国王に女子相続人の後見権を認め、そこで「彼女は最初に結婚した人を拒ぶか国王の推す人を拒ぶかを決定することが出来る。」(Si mulier ante mortem antecessoris suis qui de rege tenet in capite ante annos nobiles maritata fuerint unc rex habebit custodiam corporis iposius mulieris usque ad etatem quod consetire possit & tunc eligat ipsa utrum maluerit habere in virum illum cui primo maritata fuerit vel alium quem rex ei optulerit.)と規定している。この場合、もし女子相続人が旧来の結婚関係を続けて国王の推す候補者を拒否した場合には、この女子相続人は国王の保護下から解除されるが、従来の結婚を破棄した場合には、国王の後見下に入るものとされた。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

註

(1) Bracton の規定によれば、死亡した封臣の相続人未成年なる時、彼が成年に達するまで当該封の収益・利益を自己の手に収め得、一方未成年者たる相続人の養育、故人の借財の支払いを行いかつまた当該封の責任を有した。これが封についての wardship の内容であつた。一方、相続人の身柄についての後見権を有し、他人が当相続人の後見者となることは封主の権利侵犯行為であつた。

(2) Bracton 時代には、未成年の女子相続人の結婚のみならず、父の存命中に於いても、女子の結婚には封主の同意を要した。この結婚同意権は結婚決定権ともなり、又男子にも拡大された。

- (30) 王子の監護 Prerogative Wardship 王子の監護
- (4) Maitland によれば Geoffrey de Mandeville 伯爵の Countess of Gloucester 女伯爵の土地の管理の事 1100 年 0000 年 頃 John 王の死後 Henry III 王の摂政の監護の事 wardship 及び marriage 及び chattel 及び 王領の事 12 卷 (Rot. Fin. 1, 163, 177, 230, 234). Pollock and Maitland, Hist. of Eng. Law. Vol. 1, p. 322.
- (5) Magna Carta Ca. 3.
 Si autem heres alicujus tallium fuerit infra etatem et fuerit in custoidia, cum ad etatem pervenerit, habeat hereditatem suam sine relevio et sine fine.

Ca. 4.

Custos terre hujusmodi heredis qui infra etatem fuerit, non capiat de terra heredis nisi nacionabiles exitus, et nacionabiles consuetudines, et racionabilia servicia, et hoc sine destructione et vasto hominum vel rerum; et si nos commiserimus custodiam alicujus talis terre vicecomiti vel alicui alii qui de exitibus illius nobis respondere debeat, et ille destructione de custodia fecerit vel vastum, nos ab illo capiemus emendam, et discretis hominibus de feodo illo, qui de exitibus respondent nobis vel ei cui eos assignaverimus: et si dederimus vel vendiderimus alicui custodiam alicujus talis terre, et; ille destructionem inde fecerit vel vastum, amittat ipsam custodiam, et tradatur duobus legalibus et discretis hominibus de feodo illo qui similiter nobis respondeat sicut predictum est.

- (6) Si aliquis teneat de nobis per feodifirmam, vel per sokagium, vel per burgagium, et de alio terram teneat per servicium militare, nos habebimus custodiam heredis nec terre sue que est de feodo alterius, occasione illius feodifirme, vel sokagii, vel burgagii; nec habebimus custodiam illius feodifirme, vel sokagii, vel burgagii, nisi ipsa feodifirma debeat servicium militare. Nos non habebimus custodiam heredis vel terre alicujus parve serjeanterie quam tenet de nobis per servicium reddendi nobis cultellos, vel sagittas, vel hujusmodi. (ca. 37)

- (7) Prerogative Wardship には詳細に言えば次の三種の場合がある。
- (1) 国王が死亡せる封臣の土地及びその未成年の相続人の身柄との双方につき、何人から軍務付き封を保有するも、Prerogative rights によつて、wardship を有する場合。
- (2) 土地については、当該封については、それが ut de honore であるために、国王も通常の封主と同じにその封に対してしか wardship をもたず、身柄については、その封関係の priority によつて決る。
- (3) 一部の土地については常の封主の権利と、身柄についての wardship.
- (8) Thorne, Prerogative Regis, p. 13.
- (9) Thorne, Prerogative Regis, p. 8.
- (10) Thorne, Prerogative Regis, pp. 21, 25.
- (11) Thorne, Prerogative Regis, pp. xvii~xix.
- (12) Thorne, Prerogative Regis, pp. 68~69.
- (13) Thorne, Prerogative Regis, pp. 131~133.
- (14) この場合 Constable は身柄のみの後見権を考えているが、土地への後見権も取得したものとと思われる。

Norman Conquest 直後の社会に於いては、土地保有の世襲制は確立していなかつたものと思われる。⁽¹⁾ 特に軍務付き封に関しては、子が、騎士たるの能力いかに不拘、当該封に対して相続権を認められていたとは考えられない。従つて少くも軍務付き封は、受封者死亡後は封主に還附せられ、子はその封に対して高々強い要求権を認められたに過ぎないものと思はれる。この要求が封主によつて承認せられた場合に於いても、高額を支払いを行つて初めて封は相続人の手に戻つたのである。ここに Relief の根拠があると思はれるが、Henry I の Coronation Charter に於いては、封は相続に際して買戻される必要はなく、適法な一定金額の支払を以つて足ることが規定された。⁽²⁾ この金額は Glanvill

時代には、一騎士領100志又 Barony といつては、Edward I 時代までたゞ、一〇〇マルクと定められた。この Relief の他に、封主は、受封者の相続人によつて homage が行われ、かつ Relief の支払われるまでは、相続されるべき封に關して、相続人の seisin と共存し得る seisin を保有し得た⁽³⁾ (Statute of Malborough. ca. 16)。国王は又直屬封臣の封に対して liberum seisinum への権利を有していた。夫故、直屬封臣は、封主たる国王に homage を行いかつ relief を支払い終るまで、相続財産たる封に対する seisin を持ち得なかつたのである。

「Prerogativa Regis」の第三章は、国王は、この場合 primus seisinum を有し「inquisitio post mortem が完了し、相続人の homage が行われるまで、当該土地 (terra) 及び「保有」(tenementum) の全ての収入を手に収めぬ」(capiendo omnes exitus eorundem terrarum et tenementorum donec factor fuerit inquisicio prout moris est et cepit homagium huismundi heredis) とある。これは當時に於ける国王の特権であつた。この文書には de quocunque tenemerunt とは書かれて居らず、premier seisin の権利及びそれに服する土地からの全収入に對する権利が、直屬封臣の他の封主より保有する土地にまで拡大されていたとは考えられない。そして Henry VII の治世以前にも、この拡大の試みに行われたことがなかつたものと思われ⁽⁴⁾。しかし Tudor 朝に入つてこの利用価値の大きい拡張解釈が看過される事はなく、他の封主から保有する土地に對しても premier seisin が課せられるに至り、この状態は一六六〇年軍務付き保有が廢止せられるまで続いた。

この新しい解釈は仲々困難であつたらしく、現存の「Prerogativa Regis」の Readings に於いてもその苦心が窺われると言われている⁽⁵⁾。扱、Constable は、premier seisin を、何人から保有するにせよ、直屬封臣死亡に際し、seisin を有していた土地に對して当の国王直屬封臣の後継者が成年なる時、国王が seisin を得る権利と考えていた。

従つて彼の考へに従へば、*premier seisin* に服する人々の範囲は、*prerogative wardship* に服した人々と同一でもした。又「*Prerogativa Regis*」第一条には *omnium terrarum eorum qui de ipso tenent in capite per ser-vicium militare*, と限定があるのに反し、第三条にはかかる限定が見られない。それ故に、軍務付き封 *grand ser-jeant, petit serjeant, socage* 全ての保有型式に適用され、又「*seisisti in dominico ut de feodo*」とある限定も無視せられ、*fee in tail, fee for life, dower, curtesy* にも拡大された。又「*Prerogativa Regis*」第一条の場合も同じく、国王の特権は全ての無体物財産にも拡大されたのである。

註

- (1) Maitland は、世襲制が古くから認められるところなるが (Pollock and Maitland: *History of English Law*, vol. II. pp. 260以下) の Maitland の見解に対しては、異論がある (c. f. S. E. Thorne, "English Feudalism and Estates of Land. Camb. L. J. (1959)")、しかしこの新見解も尚一つの意見の域を越さざるやうである。この点、最近の概説書 Simpson. *Introduction to the History of Land Law*. (Oxf. 1961) を見よ。
- (2) *Si quis baronum, comitum meorum sive aliorum qui de me tenet, mortuus fuerit, haeres suus non redimet terram suam sicut faciebat tempore fratris mei, sed iusta et legitima relevatione relevabit eam.....* (Coronation Charter, ca. 2.)
- (3) Pollock and Maitland. Vol. I, pp. 308~309.
- (4) Thorne; *Prerogativa Regis*, p. xxii. 「*Prerogativa Regis*」の内容な Statute of Marlborough の規定と異なるものでそれはもつと大きな利益を得る収入源とならざるものところなる Constable, Spelman の「*Prerogativa Regis*」の規定のものは、Statute of Marlborough とは違わぬが、「*Prerogativa Regis*」の規定は、国王直属封臣が、その封主の何人たるを問わず、彼の封有する土地全てに対して、委任したと考へる考へ方 (Frowyk, Staunford) となつた。
- (5) 例へば Constable は *premier seisin* を、単に土地に対する権利と見するのと対し (前掲書 pp. 49~51.) Frowyk は十

地と、その *seisin* の下におかれた場合の土地から収入への権利双方を含むと言つた如く、*Readings* の間の見解の相違も大きい。

「*Prerogativa Regis*」の第四章は、*dower* についての規定である。一般封にあつては、封臣の死亡に当り、未亡人に *dower* を設定する場合に、封臣の相続人が成年に達していた場合には、相続人が、又未成年の場合には、後見人が、*dower* を設定するのが原則であつたが、⁽¹⁾ 国王が封主たる場合は、国王は当該の封に対する *premier seisin* を有するため、相続人は成年に達していてもその封を処分し得ない。⁽²⁾ 「*Prerogativa Regis*」の第四条は、この状況をいかに処置すべきかを規定したものであつた。即ちそれは「相続人成年の場合でも、寡婦これを望む時には、彼（＝国王）が寡婦に *dower* を設定し得る」(*assignabot viduis post mortem virorum suorum qui de eo in capite dotem suam que eas contingit, licat heredes fuerint plene etatis, si vidue voluerint...*) として「相続人が成年の場合にも未成年なる場合にも、寡婦は国王の許可なく再婚しないことを、設定の行われる以前に、誓約しなければならぬ」(*vidue ille ante predictam assignacionem dotis, predicti heredes fuerint plene etatis vel infra etatem, jurabunt quod non maritabunt se sire licentia regis*) としてゐる。

しかし Henry VII の治世以後、この「*si vidue voluerint*」は無視せられ、⁽³⁾ 全ての寡婦は、国王によつて *dower* を受けることとなり、又既に *dower* の設定が行われていた場合にも、国王から保有することになる。そして寡婦は *dower* に関して、*Chancery* に申請しなければならなかつたから、結局 *dower* は国王の直屬封の内より設定され、これが、国王直屬封臣創設のための手段として利用されることになつたのであつた。

「*Prerogativa Regis*」第五条の姉妹間の共同相続に関する規定も又同じく国王直屬封臣増加の目的のために利用さ

れたのであつた。即ちそれは「国王から直接に保有する一つの相続財産が coparcenes (particibus) に伝えられた場合、全相続人が王に homage を行い、国王から保有する相続財産はこれらの相続人の間に分たれ、かくしてもそれによつて、各人が国王からの部分を保有するようにする」(Si una hereditas que tenentur de rege in capite descendat particibus tunc omnes illi heredes faciunt homagium regi et illa hereditas que tenetur de rege participatur inter heredes illis ita quod quilibet eorum extunc partem suam tenebit ex rege) とある。これは、一三世紀末葉以降、quia Emptores 以後一般封に対しては、行われなくなつた所のものであるが、この原則は正に Tudor 王朝の国王直属封臣創設の政策と一致するものであつた。これは正に、各 coheir に対して国王が後見権或いは premier seisin を得る機会をそれだけ多くすることであつたのである。この目的のためには、例えば三の manor を直接国王から保有する封臣が死亡し、三人の coheir に分割される場合も、各人が一 manor をではなく、各人が三の manor に夫々持分を持つように取計らわれ、出来得限りの配慮を以つて、国王の収入源の減少する機会をさけたのである。

註

- (一) Thorne. Prerogativa Regis, p. xxvii.
(二) Thorne の Reading on Prerogativa Regis U. L. C. M. S. Ee 522, fol. 346 に於ける次の記事から寡婦は「もし望むならば」dowery 設定を、相続人の成年に達するまで延し得たものの如くに考へられてゐたとしてゐる。(Et en cas que ele soit endowe per leire proces isourera enver luy de venir einz pur faire son affians al roy. Mez en cas que ele soit endowe en le chauncerie el navere son dower devaunt laffians fait Thorne; Prerogativa Regis, p. xxxviii. 但 dower 一説は Simpson; Introduction to the History of Land Law, pp. 64~65.

(c) Et lestatute est si vidue ille voluerint. etc., Et ceux parols sount voides quar le roy en tiel cas doit assigner dower.

(4) Thorne, Prerogativa Regis, pp. xxxi~iii.

最後に封建制度の変容を窺ひ知る上に我々に最も興味があるのは、alienationを規定した「Prerogativa Regis」第七条である。

既に上述したように、封建制度の存在意義が封臣の提供する勤務にある限り、勤務の遂行を不可能にする恐れのある事態は回避されなければならない。既に Maitland⁽¹⁾も明らかにしているように、Substitutionによるにせよ Subinfundationによるにせよ、封の全体についてせよ、又一部についてせよ、封臣が第三者に封の移譲を行うことは、封主にとつては利益ではなかつた。しかし現実には可成り実行されていたことも事実であつた。そこで、一方に於ける封主の利益と、他方に於ける封移譲の傾向との間にあつて、イギリス封建法の諸文献がこの問題に対する立法に關していかなる進化を示しているかについて簡単な展望を試みてみよう。

Henry II の治世のものである Glanvill に於いては、封臣による封の自由処分権は可成り認められてゐるが、この際封主の利益を考慮すべきこと、又 subinfundation に當つては封主の同意を要することを述べている。しかしこの問題に対しての最初の明確な規定は一二一七年の Magna Carta に始る。即ちその第三九条には、「いかなる自由人も、残余分（の封）を以つて、封に結付く勤務を封主に提供し得ざる程に、彼の（保有する）土地の多くを売却し又は（他人に）与えてはならない」と規定している。Bracton に於ても、又、同じく、封の移譲が、封によつて保証される勤務を傷はざる限り、是認されて⁽³⁾いた。しかし、既に一方に於いては、軍務よりも封建的附帯義務が重要となつて来たこ

とはために、決して死ぬことがなく従つて保有者の相続又結婚もなかつた宗教団体への封の移譲は、封建的附帯義務 *wardship, marriage relief, escheat* への機会を失はせる意味で反封されている。この点については、*Statute of de Religiosis* (一二七九年) によつて禁止され、更に、いかなるものにもせよ、全部たると部分たるとを問わず、国王の許可なくして全ての *subinfeudation* は *Statute of Quia Emptores* (一二九〇年) によつて禁止されたのである。この法令の意味は、諸方面から考察されなければならない。しかし封の移動に重大な制約を加えたことが、所謂「*New Feudalism*」或は「*Bastard Feudalism*」と称せられる中世末期の社会への起点をなすことは、最も重大な点としてここに挙記して置くべきであらう。唯、ここで注目して置くべきことは、この *Statute* が封の授受の関係を固定化し、それによつて、封建的附帯義務の徴収る容易にしようとする国王の意図に発するものであつたことである。時は正に、*Jolliffe* などの所謂 *Parliamentary Monarchy* への移行期であり、封建的 *Curia Regis* から議會制度の出現とこの以後に於けるその發達、軍制上に於ける *Feudal Levy* の意義縮少等、本来的な意味に於ける封建制度、封の授受關係に基づく勤務の社会の基本的な紐帯としての機能の後退即ち封建制度の公的、軍事的、政治的又は裁判的要素の稀薄化を示し、封授受關係に伴ふ附帯的義務の意義が強く前面に現はれて来たのであつた。そしてこの時代の土地法の立法の精神をなすものは封の財産権的意味の強化があつた。

「*Prerogativa Regis*」第七條の *alienation* の規定は、この *Statute of Quia Emptores* の以前の、*Bracton* 的な規定であつた。即ち、それは、「軍務のためは国王より直接受封する者は何人も、王の許可なく、残余部分が勤務を完遂するに不充分なまでに、土地の大部分を移譲することは出来ない……。」(*Nullus qui tenet de rege in capite per servicium militare poterit alienare maiorem partem terrarum suarum ita quod residuum non sufficiat ad*

faciendum inde servicium sine licencia regis...)とある。この規定は、Tudor 朝に於いていいかように解釈されたのであろうか。単に軍務付きの直屬封のみならず、socage 保有もこの規定の将内に加えられたのみならず、advowson in gross, rents, franchises, 及びその他の無体の財産も又この規定の効力の下に加えられ⁽⁷⁾ fee simple のみならず、in tail, for life などの限定封もこの規定の効力下に置かれた⁽⁸⁾。

扱、上述の各項に該当する行為が、国王の許可なくので行われた場合、該当する土地は国王に没収せられ、その土地の年価値と同額の fine の支払はれるまで還付せられない。又没収から還付までの間の期間、該当土地の収入は全て国王の手に入つた。ここでは明らかに古い規定へ逆行が見られるが、しかしこの古い規定の意味が全くその規定制定当時の意味とは違つた意味に於いて王権に奉仕したことに注目したい。

一方、先述した Statute of Quia Emptores が封の移譲に制限を加えたものであつたに不拘、国王は、licence の fee の収入のために、可成り広範に移譲の許可を与えていたことは、中世後期を通じて認められる処である。⁽⁹⁾ Tudor 朝に於いても、勿論 licence を得るために国王に支払われる fee の収入は可成りのものであつた。こうして封の移動に制約を加え、勤務及び附帯義務徴収の確保を目指した Statute of Quia Emptores が、むしろ国王に留保された特許授与の権の利用により、国王の財政目的に役立たしめられたこと自体が、本来の意味での封建制度からの逸脱を示すものであるが、これが Tudor 朝に入つて、Statute of Quia Emptores 以前の規定そのものの文言に逆行し、それに、著しく拡張された解釈を適用することによつて、王朝の当面する財政上の目的に奉仕すべく活用されることになつた。ここには本来の封建制からの更に一段の逸脱が見られる。

註

- (1) Pollock and Maitland, *History of English Law Vol. I.* p. 319.
- (2) 前掲書' p. 332.
- (3) " p. 334~5.
- (4) Bastard Feudalism 及び Cam; "The Decline and Fall of Feudalism" History.
- (5) Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval English.* (3rd Ed. 1954). pp. 304~408.
- (6) Thorne, *Prerogativa Regis.* pp. 133~4.
- (7) 前掲書' pp. 135~6.
- (8) 例えば国王直屬封臣AがBに対して fee simpleとして、封の一部を移讓する許可を得て、限定封として与えた場合、又はこの逆の場合、ここでは「国王の許可なき移讓」が成立する。その Lease を release した時、又共同相続人の一人が他の一人に Lease した場合、等、全て「移讓」と見做された。Thorne, 「Prerogativa Regis.」 pp. 138~140, 153.

以上主として Robert Constable の作品により、Thorne 教授の研究に主として依拠して、Tudor 王朝初期の財政政策の法的根拠を記述してみた。ここに於いては、ともかくも封建的附帯義務が利用されていることが明瞭に認められる。この意味では、封建関係の機能は生きていたのであつた。しかしこの封建制度は本来のそれとは著しく異つたものと化して了つていくとも事実である。二三の歴史家がこの Tudor 朝下の封建関係の強化をそれが財政的目的に奉仕せんがために変容されて行われたが故に、Fiscal Feudalism の名称を以つて呼んでいる理由も容易に理解せらるるであらう。

この封建的附帯義務の強化・拡大によつて、又どの程度にまで、Tudor 朝の財政問題が処理し得たかは、Bell の推定作成した Tudor 朝の収入に関するを附表によく示されている。

いかに拡張解釈が施されたとしても、その根柢には、中世法の規定が生きていたのであり、ともすれば国王の全能に訴えて、過去とは全くの断絶に於いて、強行されたかに見える Tudor 朝初期の幾つかの政策も、その法的根柢として、伝統的な Common Law の原則を利用したのである。抽象的理念に訴へて、過去との断絶を図る方法によらずして、過去から伝統的に継承された Common Law を、いかに目的に適合せしめんがために加工、変容を加えたとは言え、素材として利用しつつ、新事態の要請に答えて行つた所に、所謂「イギリス史の連続性」の一つの実例を見得るであらう。勿論、Tudor 朝の性格をめぐつてその連続・断絶という大きな問題に対しては、多少係わる処があるとしても、本小論を以つて、その解答としようとする意志はないのではあるが、こうした問題の解答を準備する一つの基礎作業として、Tudor 朝の当面する一つの緊急の課題であつた財政問題の解決にいか程に、伝統的な Common Law の原則が、素材としてあれ利用されたか、又一方に於いては、同じ原則がいかに歪曲せられたか、を具体的に示すことも、あながち無意味とは考えられないものと思われる。

註

(一) Holdsworth はその大著 History of English Law Vol. IV. に於いて Tudor 朝を取上げて論じてゐるが、ここに於いて、ヨーロッパ大陸諸国の所謂 New Monarchy とイギリスに於ける New Monarchy とを比較し、前者の超越的傾向を指摘し、後者の Common Law の枠内に於ける発展に注目している。彼はイギリスに於いては中世の伝承である Common Law の枠内に於けて当面の王権強化の要請が事実上解決し得た所に、イギリスに於いては他國に於けるが如き近世初頭の「ローマ法継受」の行はれなかつたことを述べている。

(補註一) 中世封建法下の王権について、Maitland は次のように述べてゐる。The rights of the kings are conceived as differing from the rights of other men rather in degree than in kind. At the beginnings of Edward I's reign this is expressed by lawyers in their common saying, "The King is prerogative." As yet the term prerogative

is hardly used except in this adjectival manner. It suggest to us that the king has the rights which are given to others by the ordinary law, but that we are likely to find that each particular right is intensified when it is the king's; the usual definition of it is exceeded. 又、一例として prerogative wardship に触れ、それが単に通例の wardship の強化されたものに過ぎないことを明らかにし、更に中世法の法典が編纂されたとすれば、王の封建法上の特権は、他の領主の封主としての権利とは全く別種のものではないから、一章を別にして規定する必要はなく私法上の各項目を取扱う各章の末尾に、この項が王に対して適用される時には、強化される念を附記すれば足りたとしている。

GROSS INCOME

Year Ending Mich.	Arrears (including debts paid and R.C.'s debt)	Issues of Wards' Lands	Sales of Wardships and Marriages	Mean Rates	fes for Lexeries	Fines for Contempts	Licences for Widows to Marry	Fines for Leases	Primer Seisins	Other Items	Total with Arrears
£ 1547	£ 1361	£ 5914	£ 1117	£ 31	£ 893	£ —	£ —	£ —	£ —	£ —	£ 10317
1548	99	4762	816	10	1264	—	—	—	—	—	7951
1549	2385	5584	1881	100	1932	—	—	—	—	—	12882
1559	841	10125	5003	625	1761	115	18	359	—	—	22838
1560	5080	11042	5497	573	1563	73	61	525	—	—	30412
1561	3417	13812	6296	916	1247	97	145	185	—	—	34115
1571	3799	10065	2547	215	1084	32	140	164	—	200	20247
1572	3650	10610	3055	281	1250	13	181	218	—	1140	23399
1573	5718	9580	3047	356	1718	10	139	261	—	200	23030
1583	2437	5270	2470	185	1775	27	108	254	—	—	15527
1584	13936	5013	2975	179	1935	25	62	255	—	—	27380
1585	5533	6007	2762	260	1005	27	22	211	—	—	19826
1595	2164	6366	3482	226	1000	11	30	1193	—	34	17506
1596	5660	6302	2550	218	1068	9	100	1248	—	6	20159
1597	7372	6722	2669	197	1717	51	79	1115	—	5	20926
1603	21923	5722	3514	541	1831	29	126	1794	—	—	35480
1607	17822	7512	4240	617	1831	48	100	2413	—	—	36583